

第26回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第26回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 令和3年4月28日(水) 午後2時から午後3時40分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 本庁舎3階 会議室301
- 4 出席者 上原会長、場々会長代理、益山委員、塚原委員、川井委員、堀井委員、伊藤節雄委員、金子委員
- 5 市側出席者 坪田都市建設部長、井口建築住宅課長、嶺村課長補佐兼建築景観係長、兼井主査
- 6 公開・非公開の別 一部非公開(報告事項(4)及び(5))
一部非公開の理由 該当部分は安曇野市情報公開条例第5条第1項第3号に規定する法人等に関する情報であって公にすることにより利益を害するおそれがあるものであり、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第1項第2号に該当するため。
- 7 傍聴人 0人
- 8 会議概要作成年月日 令和3年5月28日

協 議 事 項 等

I 会議概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 安曇野市景観計画及びガイドラインの主な改正内容について 資料1
 - (2) 令和2年度 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について 資料2-1・資料2-2
 - (3) 令和2年度 緑のまちづくり事業の実績について 資料3
 - (4) 屋外広告物条例に係る許可基準緩和の特例措置適用について(非公開)
 - (5) 山麓保養区域における壁面後退の基準に係る対応について(非公開)
- 4 審議事項
 - (1) 令和3年度の景観施策に係る取り組みの方向性について 資料6
 - (2) 基準不適合の届出に対する審議会での対応方法の改善について 資料7
- 5 その他
- 6 閉会

II 報告事項要旨

- 1 安曇野市景観計画及びガイドラインの主な改正内容について
 - (1) 事務局から資料1により説明
 - (2) 質疑・意見等
委 員：建物の色彩が景観に馴染みやすいかどうかについて、何か基準はありますか。
事務局：景観づくりガイドラインにおいて、エリアごとにマンセル値で色彩の推奨基準を定めています。

委 員：景観づくりガイドラインにおいて、眺望軸に関する記載はあるが、具体的な視点場に関する記載はありません。松本市では視点場を決めようという動きがあるが、安曇野市では同じような方向性はありますか。
事務局：安曇野市では、景観を点ではなく、面で守っていく制度になっています。市内全域の景観が大事だと考えているので、視点場を決めることは考えておりません。
- 2 令和2年度 景観条例・屋外広告物条例の運用状況について
 - (1) 事務局から資料2-1・資料2-2により説明
 - (2) 質疑・意見等
特になし

3 令和2年度 緑のまちづくり事業の実績について

(1) 事務局から資料3により説明

(2) 質疑・意見等

委員：緑のまちづくり事業は、どのように広報していたのでしょうか。

事務局：小学校入学については、市内全校の1年生に対してチラシを配布しています。

誕生と結婚については、住民基本台帳を基に、新築については、景観条例の届出を基に対象者へチラシを郵送しています。

委員：田園エリアの象徴である屋敷林を維持していくため、既存の屋敷林は高齢化等で維持が難しくなっているため、新たな住宅地で高木になるような樹種を植えていただくような方向性を示してはどうかと思います。

会長代理：屋敷林は景観計画でも位置付けられており、公的な財産だと思います。砺波市や武蔵野市では補助がありますが、安曇野市では、屋敷林は個人の所有物ということで、補助はできないというのが現状だと思います。

屋敷林の維持管理は大変なため、今後減少していくとは思いますが、所有者等へ残してもらおうように訴えかけるしかないかと思っています。

会長：屋敷林については、しかるべきタイミングで地域の皆さんに現状を知っていただいて、どうしていくのかという議論をしていくことが必要かなと思いました。

委員：本事業について、今年度から小学校入学と結婚が、申請数が少ないために対象外になるとの話でしたが、数が少ないからやめるとするのはお役所仕事に感じました。なぜ申請が少なかったのかを分析し、周知の方法に問題がなかったかを検証すべきではなかったのかと思います。

会長：色々なご意見をいただきましたので、検討できるタイミングがあれば、是非検討いただければと思います。

4 屋外広告物条例に係る許可基準緩和の特例措置適用について

(非公開)

5 山麓保養区域における壁面後退の基準に係る対応について

(非公開)

II 審議事項要旨

1 令和3年度の景観施策に係る取り組みの方向性について

(1) 事務局から資料6により説明

(2) 質疑・意見等

委員：制度に関する理解促進の働きかけについて、ハウスメーカーだけではなく、左官業者や屋根業者などの建物の外観に係る業者に周知することも必要だと思います。

委員：今の若い世代であれば、自分でインターネットを活用して情報を得ることができるので、まずは知ってもらうきっかけをつくるのが大事だと思います。

会長代理：小学生を対象に景観教育を行うのは、非常に有効だと思うので、建築士会等の関係団体と連携して、取り組んでいただきたいです。

委員：多くの市民に知ってもらうため、冊子だけではなく、チラシを作成して、広報誌と共に配布してはどうかと思います。

会 長：費用対効果を考え、全員を対象に周知するのではなく、まずは関係者への周知にしっかりと取り組むべきだと思います。

また、市民へ周知していくにあたっては、市が景観施策に取り組んでいるにもかかわらず、何もしてないように見えるのはもったいないので、届出件数などの実績を発信していくべきだと思います。

2 基準不適合の届出に対する審議会での対応方法の改善について

(1) 事務局から資料7により説明

(2) 質疑・意見等

会長代理：田園エリアでの配置の推奨基準に適合しない場合も、書面による審議会の対象になるのでしょうか。

事務局：推奨基準に関する部分については、これまで同様に市で判断します。

審議会の対象になるのは、主に山麓保養区域における配置の遵守基準に適合せず、かつ事務局で判断できない案件についてだけです。

委 員：審議会の資料を提出いただく際に、大きいプロジェクトの場合は、配置図や立面図だけではなく、3Dの完成予想図も提出していただきたいです。

事務局：参考図書として、提出をお願いするようにしたいと思います。

会 長：書面開催時の資料の送付方法について、郵送またはメールのどちらかに統一するのではなく、選択できるようにしていただければと思います。